

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 15 日現在

機関番号：12102

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25282190

研究課題名(和文)「新しい公共」形成をめぐる民間スポーツ組織の公共性に関する国際比較研究

研究課題名(英文) International Comparative Research on the "New Publicness" of Non-Governmental Sports Organization

研究代表者

菊 幸一 (KIKU, Koichi)

筑波大学・体育系・教授

研究者番号：50195195

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 14,500,000円

研究成果の概要(和文)： NGOとしてのスポーツ組織は、スポーツのグローバル化の中で、政府や地方自治体による公権力に依存しないで、スポーツによる「新しい公共」形成がめざされる必要がある。調査対象国(英国、ドイツ、オーストリア、台湾)と日本の現状とを比較検討した結果、いずれも、1) 大衆化と高度化の二極化、2) 課題の多様化と複雑化、3) 組織的統合の必要性、4) 「新しい公共」の自覚化、という共通の課題に直面していることが明らかとなった。

研究成果の概要(英文)： In the era of globalization, it seems necessary that sport organizations as non-governmental organizations aim for the formation of a "new publicness" through sport instead of depending on the governmental authority or on local governing bodies. Through a comparative investigation of England, Germany, Austria and Taiwan with Japan, the following common tasks, which sport organizations in these countries are confronted with, could be revealed: 1) bipolarization of popularizing sport and high performance development, 2) diversification and complexity of tasks, 3) necessity of organizational integration and 4) awareness of a "new publicness."

研究分野：スポーツ社会学

キーワード：民間スポーツ組織 新しい公共 公共性 国際比較 社会学 スポーツ政策

1. 研究開始当初の背景

(1) これまで我が国におけるスポーツ組織研究は、全般的にきわめて低調であった。我が国ではヨーロッパにみられるようなスポーツ活動を支える自立したクラブによってスポーツ集団が編成されておらず、もっぱら学校や企業といったスポーツ以外の(スポーツを手段とする)組織に依存することによって、スポーツ組織の社会的存在が特徴づけられてきたからである。そのような組織形態のもとで、スポーツの公共性は、もっぱら教育目的や企業目的によって担保され、それを行政が振興する形でこれまで推移してきた。すなわち、このようなスポーツ組織を研究する上において、その「公共性」は、「スポーツの」組織論ではなく、「体育の」組織論か、あるいは労働者に対する「福利厚生」の組織論からしか展開されておらず、スポーツそれ自体から形成される組織(クラブ、種目別協会・連盟、統括組織等)に対する研究に基づく「公共性」論にはなり得ていなかった。

(2) ところが、スポーツ基本法、スポーツ基本計画にスポーツ組織の「責務」としての「連携・協働」が謳われた。また2010年当時の民主党鳩山政権によって提唱された「新しい公共」宣言は、今後のスポーツ政策への影響を考えると、その担い手として期待されるであろう民間スポーツ組織に対しても、この「新しい公共」の理念に鑑みた「公共性」をめぐる現状と課題を明らかにするよう求めてくるであろう。

(3) したがって、スポーツ組織の公共性について、歴史社会学的な「公共性」論に基づく生成論的な観点からみた国際比較によって、その異同の特徴を明らかにし、我が国の民間スポーツ組織のガバナンス・システムモデルを提唱する必要がある。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、2010年当時の民主党鳩山政権によって打ち出された「新しい公共」宣言がもたらすその後のスポーツ政策への影響に鑑み、その担い手として期待されている民間スポーツ組織の公共性からみた構造や機能、とりわけ行政組織(官)との関係や民間スポーツ組織間相互の「連携・協働」をめぐる引き起こされるさまざまな葛藤や課題を明らかにすることである。

(2) そのため本研究では、歴史社会学的観点から民間スポーツ組織の「公共性」概念を内外文献によって整理し、それに基づいて主にヨーロッパと我が国を含めたアジアの民間スポーツ組織の現状と課題を比較調査し、我が国における「新しい公共」形成を担う民間スポーツ組織の公共性を担保するガバナンス・システムをビジョンとして示すことを目指すものである。

3. 研究の方法

主な調査対象国は、ドイツ、オーストリア、

イギリス、台湾、日本であり、日本を除く4ヶ国については、調査フレーム策定のための文献(ネット情報を含む)調査とインタビュー調査を併用して行った。また、日本については、財団法人日本体育協会の協力を得て、傘下のスポーツ競技団体に対する質問紙調査を行った。

4. 研究成果

(1) オーストリア、ドイツ調査の結果と考察

オーストリアにおけるスポーツ組織の現状と課題

オーストリアのスポーツ制度は、大衆スポーツが競技スポーツを支えるボトムアップのピラミッド型構造である。この基盤(ボトム)は、地域コミュニティに密着した地域スポーツクラブが社会全体に対して広くスポーツ活動を提供し、スポーツの普及そのものを担っている。この地域スポーツクラブが州の統括団体及び競技団体のそれぞれに加盟し、それらはまた連邦のスポーツ統括団体及び競技団体に加盟しているという仕組みとなっている。ピラミッドのトップには、アスリートが世界的に活躍するエリートスポーツが存在し、基本的にそのトップが大衆スポーツに支えられている構造となっている。

地域スポーツクラブから連邦のスポーツ組織まで、全ての団体は、スポーツそのものへの愛好から形成される自立したものであり、スポーツを自己目的的なものとして活動する非営利的な自治組織である。歴史的にオーストリア社会民主党が政権を握ってきたオーストリアにおいては、社会に深く浸透している「平等性」という連邦主義的社会思想がスポーツにも反映され、主に連邦スポーツ統括団体に推進される大衆スポーツの普及も、種目別に連邦競技団体により行われているトップスポーツの強化も、常にそのバランスが考えられている。オーストリアでは、民間スポーツ組織が大衆スポーツと競技スポーツのバランスをとることで、スポーツ享受の「平等性」実現に向けて機能しているという点で、その公共性を担保している。しかし、スポーツ組織が政党と連動しているオーストリア特有の構造は、スポーツ政策を通じて大衆への支持を獲得するという意味から、逆に競技スポーツへの支援が不足するという課題も生み出しており、2014年より施行されている連邦スポーツ振興法2013等によって、現在その対策の過渡期にある。

ドイツDOSBの成立経緯と現状及び課題

2006年にドイツスポーツ連盟(DSB)とドイツオリンピック委員会(NOKD)は組織的に統合され、ドイツオリンピック・スポーツ連盟(DOSB)が誕生した。DOSBは、合併により1つの組織で統一された大衆スポーツと競技スポーツの両方を表す「表裏一体」を理念にしている。

DOSBでは、ドイツにおけるスポーツが基

本的に公共的なものとして捉えられ、スポーツの自治の精神から、この組織がスポーツを財政的に支援する行政との連携及び協働に対しても基本的に機能している構造となっている。ドイツでは、近年の若者のスポーツ離れにみられるようなスポーツに対する認知及び意識の希薄さが問題となっているが、このような課題の解決に向けてもドイツスポーツ界全体を統括する民間スポーツ組織の統合の意義はきわめて大きいと言えるだろう。このことは、ポスト・オリンピックにおける日本の民間スポーツ組織の在り方にも一石を投じる事態としてとらえられる。

ドイツにおける障害者のリハビリテーションスポーツシステムの公共性

ドイツにおける障害者のリハビリテーションスポーツの公共性を担保する構造は、連邦リハビリテーション連合（BAR）がコーディネート機関として、既存の団体の連携・調整という、いわば内側に対するコーディネートを行なうだけでなく、既存の団体の外側に存在する団体もまた議論に参加できるように積極的に呼び込むことや合意内容を外側に公開すること等によって、複数の価値や意見の「間」に生成されることによって成り立っている。また、それを可能にしているBARは、当事者団体によって作られ、その運営も当事者団体が連合して行われているところに特徴が見られた。

今後の課題としては、医療保険の適用となるリハビリテーションスポーツ指導者が、国家資格ではないドイツ障害者スポーツ連盟が養成する指導者資格である点について、どのような背景のもとで医療保険が適用される資格となりえたのかを明らかにすることである。このことについては、ドイツのスポーツ文化の視点から捉えていくことが重要になると考えられる。リハビリテーションを担う人材は、通常は理学療法や作業療法などの医療的な専門性を有する有資格者であるが、リハビリテーションスポーツ指導者は、医療的な専門性に加えてスポーツに関する専門性を有している有資格者である。したがって、ここにはスポーツの文化的特徴への理解が重要であることが示唆されている。

（２）イギリス調査の結果と考察

イギリスの自転車文化における公共性

近年、イギリスにおけるサイクルスポーツのグラスルーツでの活性化、そして競技スポーツとしての発展のメカニズムは、日常生活における移動手段としての活動とレクリエーション的活動、そして競技スポーツとしての活動でさえも同様の道具（自転車）を利用するなど、この3つの活動における実践者が極めてオーバーラップしているところにある。イギリスの場合、他のヨーロッパのオランダやドイツなどの、いわゆる自転車先進国のように、専用の自転車道が完備されていないなど、自転車通行に関してのインフラが整

っていない。しかし、逆にこのデメリットが、車道において安全のためにも比較的速いスピードで車と並走しなくてはならないという、移動としての自転車利用に関してもスポーツ走行をせざるをえないという特殊な状況をつくりだしている。これが、三様の活動の連続性（パスウェイ）を創出している背景であり、日常生活における自転車利用が、「健康に良い」「環境に良い」という公共的価値を有するとの認識が他の形態の活動にも派生する所以である。競技団体とロンドンの交通局が連携するという特殊なケースは、この背景が大きく関与していた。

また、クラブの運営形態に関しても新しい文化が生まれている。自転車の場合は、決められた時間や場所に限定されずに、きわめて柔軟な活動パターンが可能になっている。クラブの活動に関しても、イベントごとにクラブメンバー以外の参加が可能であったり、他のクラブとの共同でイベントを開催したり、SNSでクラブを横断した連携があったりと、きわめて多様なイベントが開催されている。多様化した個人のライフスタイルに即し、SNSを最大限に活用した新しいクラブ文化の出現である。クラブは閉じられた空間であるからそこに凝集性、時には排他性が生まれるが、このSNSを介した新しいクラブのあり方では、凝集性・排他性と公共性がアンビバレントに存在することである。このように、イギリスでは自転車に関連する活動のパスウェイ、それを後押しする自転車の持つ公共的価値、現代人のライフスタイルにマッチし新しい形のクラブ文化の形成という3つの側面が、近年の自転車人気を作り出している。

イギリスにおけるスポーツ組織の構造と民間スポーツ組織による「新しい公共」形成の可能性

イギリスにおけるスポーツ組織の構造的特徴と課題、および民間スポーツ組織の傘団体であるスポーツ・レクリエーション連合（S+RA）の活動について検討した。「民間スポーツ組織による『新しい公共』形成の可能性」という点に照らし合わせて考えるならば、イギリスでは、S+RAのような民間スポーツ組織（傘団体）が率先して民間スポーツ組織のガバナンスの改善、強化に向けて取り組んでいることが理解される。確かに、様々な外部状況（スポーツ団体に対する企業法の適用、公的資金をめぐる説明責任の強化の流れなど）によって強いられている部分があるとはいえ、一般企業向けの民間団体や法律会社と連携しつつ、スポーツ界から積極的に民間スポーツ組織のガバナンスを改善しようとしている点は注目される。特に、民間スポーツ組織に対して、そのガバナンスに関わる統一的なボランティア・コードを作成している（ヨーロッパにおいてもそうした動きが見られる）点は、日本における民間スポーツ組織のガバナンスのあり方を考える上で、1つの参考になると考えられる。また、S+RAは

民間スポーツ組織の傘団体として、イギリスにおける政治状況やスポーツ政策の変化、政府（系機関）による法改正に対して積極的に発言していた点も重要である。ここには、アマチュアリズムをはじめとする、スポーツの自立（自律）に対するイギリス伝統（固有）の価値観が表れている。

2012年以降は、UKスポーツ、スポーツ・イングランドの側からもS+RAのボランティア・コードと同様の形で、民間スポーツのガバナンス・コードが策定され、その導入が進められている。また、リオ・オリンピック大会後のスポーツ界に対する助成（の減額）に対して懸念が示される中で、これらの民間スポーツ組織のガバナンスに関する課題に加えて、スポーツ参加の増加をめざすための課題として、1）映画やゲームなど他の余暇活動との競合への対応策、2）現代社会の生活様式にあわせて、スポーツ機会の提供の仕方を変えていく必要性、3）スポーツのパイを拡大することの重要性、が指摘される。これらの課題に対して、今後、S+RA、そして個々の民間スポーツ組織（特に競技団体）がどのように対応していくのが注目される。

国内スポーツ統括団体における組織的公共性の担保に向けた課題

我が国におけるスポーツ統括団体における組織的公共性の担保に向けた課題を検討することを目的として、イングランド協会と日本協会を「意思決定の自立・自律」、「財政の自立・自律」、「開かれた事業実施」という観点から考察した。

その結果、イングランド協会では「官」による影響が推測される組織体制の改変や、収入における公的助成金の割合の高さなどから、自立・自律した組織であると断言し難い。しかしながら、それらの援助を主体的に活用する姿勢を示しながら課題解決に取り組み、より多様なバドミントン愛好者のニーズに対応した事業を展開しているという点で、イングランド協会における公共性担保の状況が理解される。対して、日本協会では、組織構造や財政面から学校や企業との継続的な強い関係性が推察された。「自立・自律」という観点からみれば、それらの組織に依存している側面がある。また、愛好者に向けた事業展開においても、対象が限定的であり、誰もがアクセス可能な空間の提供に向けて、その対象や事業実施の方法を改善できる余地がある。しかし、既に多様で幅広い対象者を意識した事業がみられ始めている事例もあり、今後の更なる改革が期待できよう。

イギリスのスポーツ政策における民間スポーツ組織の果たす公共性

イギリスのスポーツ政策研究に精通し、スポーツ政策全般に対する知見が豊富なバリー・フーリアン（Barrie Houlihan）教授（ラフバラ大学）へのインタビュー調査の結果、以下のような知見を得られた。

第1に、政府と民間スポーツ組織の契約的

な関係性に基づいて展開されるイギリスのスポーツ政策は、政府による強制力を持ったものとして行われている。財政を政府に依存している民間スポーツ組織は政府の方針に従わない限り資金を得ることができないため、一方では自立（自律）的な活動を目指しているものの、結局は活動資金を得るためには政府との契約を遵守しなければならない。このような状況下では、結果としてスポーツによる、スポーツからの自立性（自律性）の発揮は難しくなる。第2に、イギリスの民間スポーツ組織は、特定のグループに焦点化したスポーツ参加の増大、スポーツクラブの偏在、「社会」の意味する範囲が狭く、その対象は限定的である。結果として、スポーツの幅広い社会的責任を果たす役割は既存の民間スポーツ組織が担うのではなく、StreetGames という新たな組織に取って代わられているのが現状である。しかし、StreetGames のような新たな組織が社会的責任の任務を果たすようになったとしても、結局はその資金を政府に依存しているために政府の意向に左右されることとなり、スポーツ組織からの行動は生じにくいのではないかと考えられる。第3に、競技団体やスポーツクラブがより広く社会的な責任を果たしていこうとするならば、他組織・団体との連携・協働関係を構築していく必要があるだろう。そのため、スポーツ以外との組織（学校、ユースクラブなど）とのネットワークを形成し、民間スポーツ組織からの社会的責任の発揮を支えるための関係を構築していくことが求められている。

ロンドン 2012 年後のスポーツ政策を読み解く

スポーツにおける平等性の担保を示す指標は、今のところ存在していない。イギリスには、政策決定過程において、パワーが分散される多元主義的な構造が存在する。その1つがアスリートコミッションであり、選手の声が届けるシステムであろう。この場合、障害者スポーツ界のエリートであるパラリンピアン強化指定選手たちは、競技環境の整備を問う優位な立場にいた。2012大会により、政府の政策、NGBの活用、選手の声など、強化環境については各段に整備されてきた。対して、地域スポーツの整備については、今後の課題といえよう。おそらく、地域スポーツの評価が難しいからかもしれない。

日本においても、スポーツ庁内に地域障害者スポーツの推進に関わる有識者会議が発足などしている。しかし、イギリスと同様に、パラリンピックに関心が集まり、グラスルーツにまで手は届いているとは言い難い。加えて、パラリンピックも十分に競技環境が整備されているとは言い難く、不確かな状態でもある。イギリスから学べることの1つとしては、スポーツを推進する責任の所在を明確にしたことによって、システムをより構築しやすくしたことが挙げられる。

(3) 台湾、日本調査の結果と考察

台湾調査の概要及び台湾のスポーツ組織の公共性

台湾のチャイニーズタイペイオリンピック委員会 (CTOC) と中華民国体育運動總會を取りあげ、それらの民間スポーツ組織としての公共性を検討した。CTOC は、必ずしも国家の枠組みに制約されないオリンピックモデル方式によって、IOC が開催する大会に台湾の選手を派遣することができている。1960 年代以降、中国とは中華人民共和国であり、台湾は中国の一部であるという見方が国際社会において浸透することに対抗して、「台湾」や「中華民国」という言説は人々のナショナル・アイデンティティを醸成するものとなった。中国という国家の植民地化に抵抗し、ヘゲモニーを獲得する象徴的な組織として CTOC を捉えることができる。また、中華民国体育運動總會は、「公的セクター」である政府・地方自治体、「私的セクター」である民間営利企業、そしてスポーツを行う人々が直接かわる「コミュニティ・セクター」の 3 者と関わり合いながらも自律して活動を展開していることから、新しい公共を構築し、市民社会の成立に貢献している。

しかし、CTOC の予算の 80% が政府からの経費であり、その使途についても政府の規定に従わなくてはならない。また、1997 年に体育委員会が設置され、その影響力の増大に伴って、CTOC や体総の予算が減少したことは、台湾政府に対して相対的に独立した組織であるとは言いがたい面もある。また、2013 年に「体育委員会」が「体育司」と統合され、教育部の下に「体育署」が設置されたことは、実質的には教育行政の下で、スポーツ振興がなされていることを示している。2014 年に CTOC、体総、体育署は、共同声明を発表し、この 3 者の協力体制を顕示した。3 者が協働してスポーツプロモーションが展開されることは理想的であるが、「新しい公共」の理念に立つならば、民間スポーツ組織である前 2 者 (CTOC、体総) は、「略奪と再分配 (支配と保護)」という国家レベルの権力を有する後者に従属するのではなく、むしろ公論的ヘゲモニーによって後者に対する影響力を行使することが求められている。

「新しい公共」形成からみた日本における民間スポーツ組織の現状と課題

日本のスポーツ組織の公共性を構成する 4 つの要素 (民主性・公益性・公開性・自立性) からその現状を分析すると、「民主性」については、特に役員や評議員など当該組織・団体の意思決定部門に男性・60 歳以上・無給・競技実績が全国大会出場レベル以上の経歴を有する者に著しく偏っているという同質的な組織構成が確認された。一方で、他種目競技関係者の参画は少ないこと、選挙によらない選出方法や会長・理事の再選回数規定がないことなどから、組織の硬直性 (民主的手続きの問題) も指摘でき、総じて多様性確保

の課題が示唆された。「公益性」では、普及・社会貢献の捉え方が様々であるが、総じて普及事業に対する財政支出及びエフォート比率は共に低く、社会貢献事業の占める割合も低いことから、全体として公益事業に比重を置かない事業構造になっていた。「公開性」については、他団体と積極的に連携・協働するような事業・活動等は確認できず、学校や企業との連携・協働も活性化しているとはいえないこと、また競合意識もないことから、その閉鎖性が課題として示唆された。最後の「自立性」の要素のうち、財務的自立の観点については、補助金・助成金及び少数企業への財政的依存傾向が確認され、安定的財源としての会費や寄附金の総収入に占める割合が少ない。ただし、会費収入を増加させるため「会員拡大」を重視する団体は多かったことから、具体的な会員増加策を展開することが課題として示された。また、精神的自立の観点については、より具体性・実効性のある中・長期的プランの必要性とともに、それらを策定するための専門職に対する必要性の意識を高めることが課題として指摘される。

以上の結果を踏まえて、日本のスポーツ組織の公共性構築に向けた起点、すなわち戦略的変革のポイントは、主にその「民主性」確立に求められることが理解された。現状の民間スポーツ組織の特徴は、「同質性・硬直性」と「アマチュア」が挙げられる。ここでの「アマチュア」は、個人主義、非専門的、無給などで表される表現として捉えられる。まず、現在のスポーツ団体は、同質・硬直した組織構造であり、利他的ではない個人主義であるため、社会の変化に応じた普及・社会貢献活動が不十分となっていると考えられる (公益性の現状と課題)。同質・硬直した組織構造であり、無給であるため、従来通りの収入に対する依存傾向があり、発展的な収入の増加を求めない傾向にある (財務的自立の現状と課題)。最後に、これは双方向への影響とも考えられるが、非専門的であるため専門職の不在や必要性への意識も乏しいものと考えられる (精神的自立の現状と課題)。

このように考えると、「同質性・硬直性」という特徴をもった組織構造から「多様性」を含みもつ組織構造へとスポーツ組織のダイバシティを推進すること、また、「アマチュア」組織の水準から自発的・専門的・利他的に良い社会をつくっていかうとする「プロフェッショナル」へ移行していくことが、「新しい公共」構築に向けた、民間スポーツ組織改革の方向性であると考えられる。

(4) まとめと今後の課題

各調査におけるテーマは、本研究の目的のもとで、それぞれが独立した論を形成しており、研究内容としてまとまっている。したがって、各国における「新しい公共」の観点からみた民間スポーツ組織の現状と課題については、上記のそれぞれの考察と見解が示す通りである。

NGO としてのスポーツ組織は、スポーツのグローバル化の中で、政府や地方自治体による公権力に依存しないで、スポーツによる「新しい公共」形成がめざされる必要がある。調査対象国（英国、ドイツ、オーストリア、台湾）と日本の現状とを比較検討した結果、いずれも、1) 大衆化と高度化の二極化、2) 課題の多様化と複雑化、3) 組織的統合の必要性、4) 「新しい公共」の自覚化、という共通の課題に直面していることが明らかとなった。特に日本のスポーツ競技団体では、「新しい公共」形成の核となる「民主性」「自立・自律性」「公益性」「公開性」のいずれもが不十分であり、種目団体を超える新たな「統括性」が必要との結論を得た。

今後は、さらに研究対象を「ポスト・オリンピック」におけるヨーロッパやアジア、南米のスポーツ組織等に広げつつ、その国際比較から「ポスト 2020」における日本の<官民>協働の組織的なガバナンス・システムモデルを明確に提言していく課題が残されている。

<参考文献>

菊幸一、スポーツ基本法の社会学的考察、*体育の科学*、61 巻 12 号、2011、931-935 .
その他、多数。

5 . 主な発表論文等

[雑誌論文](計 15 件)

菊幸一、スポーツ組織の公共性と自立性からみた課題と展望、*体育・スポーツ経営学研究*、査読無、30 巻 1 号、2017、65-81 .
菊幸一：体育カリキュラムの現代化と脱政治化の論理、*体育科教育学研究*、査読有、30 巻 2 号、2014、81 - 88 .
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsppe/30/2/30_81/_pdf
その他、13 件。

[学会発表](計 19 件)

Koichi KIKU, 'Melancholy' after Tokyo 2020: Characteristics of Japan Policy and 2020 Tokyo Olympics & Paralympics. *Ostasienwissenschaften - Japanologie der Universit Wien und der Akademische Arbeitskreis Japan*. 2015.11.24, Vienna (Austria) .
その他、18 件。

[図書](計 9 件)

菊幸一他、ミネルヴァ書房、東アジアのスポーツ・ナショナリズム、2015、272 (239-267) .
その他、8 件。

[その他]

筑波大学リサーチユニット/スポーツ政策
<http://research-unit.osi.tsukuba.ac.jp/>

[pdf/special/unit46.pdf](http://research-unit.osi.tsukuba.ac.jp/pdf/special/unit46.pdf)

6 . 研究組織

(1) 研究代表者

菊 幸一 (KIKU, Koichi)
筑波大学・体育系・教授
研究者番号：50195195

(2) 研究分担者

清水 紀宏 (SHIMIZU, Norihiro)
筑波大学・体育系・教授
研究者番号：50196531

齋藤 健司 (SOITO, Kenji)
筑波大学・体育系・教授
研究者番号：80265941

高橋 義雄 (TAKAHASHI, Yoshio)
筑波大学・体育系・准教授
研究者番号：70303592

成瀬 和弥 (NARUSE, Kazuya)
筑波大学・体育系・助教
研究者番号：80400703

笠野 英弘 (KASANO, Hidehiro)
山梨学院大学・スポーツ科学部・准教授
研究者番号：20636518

海老島 均 (EBISHIMA, Hitoshi)
成城大学・経済学部・教授
研究者番号：60203650

高橋 豪仁 (TAKAHASHI, Hidesato)
奈良教育大学・教育学部・教授
研究者番号：40206834

奥田 睦子 (OKUDA, Mutsuko)
金沢大学・経済学経営学系・准教授
研究者番号：90320895

(4) 研究協力者

田中 暢子 (TANAKA, Nobuko)

カトリン・ライトナー・ユミコ (LEITNER, Katrin, Yumiko)

金子 史弥 (KANEKO, Fumihiro)

童 安佚 (TUNG, Ani)

日下 知明 (KUSAKA, Tomoaki)

茂木 宏子 (MOGI, Hiroko)

平野 加奈子 (HIRANO, Kanako)